

緊急地震速報サービス利用規約

株式会社千葉ニュータウンセンター以下「らーばんねっと」という。)とらーばんねっとが行うサービスを受ける者(以下「利用契約者」という。)との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

第 1 条 (利用規約の適用)

1. らーばんねっとは、このCATV緊急地震速報サービス利用規約(以下「本規約」という。)を定め、これにより緊急地震速報サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。
2. らーばんねっとが別に定めるCATV加入契約約款、およびらーばんねっとが随時利用契約者に対し通知する追加規定(以下「個別規定等」という。)は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第 2 条 (緊急地震速報)

1. 緊急地震速報とは地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。
2. 緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。
3. らーばんねっとは、気象庁およびデータ配信者から地震発生の情報を受信した場合、即座に利用契約者の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、初期設定として「震度3以上」の揺れが生じると予測された場合に、利用契約者の設置した「災害速報通報端末」に情報を配信し、通報を行います。なお、この通報は大きな揺れが到達する前に行うことを目標としますが、震源地と利用契約者の設置した「災害速報通報端末」の位置関係・距離によっては、情報の配信が間に合わない場合もあり得ます。

第 3 条 (提供情報の追加)

1. らーばんねっとは、前条の緊急地震速報以外の災害情報の提供を追加する場合があります。
2. 前項による災害情報の追加をする場合は可能な限りの方法(コミュニティーチャンネルおよびホームページまたは配布物等)において事前に利用契約者へ連絡することとします。通報内容(災害情報の音声表現)については、利用契約者への事前連絡なく変更することができます。

第 4 条 (損害賠償)

1. 第2条および第3条の災害情報に関して、誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達、あるいは情報配信を行った結果生じた損害について、利用契約者は、らーばんねっとにその損害賠償を請求することはできないものとします。
2. 利用契約者は、らーばんねっとが施設の維持管理の必要上、本サービスの提供を

一時的に停止することを承認するものとし、それに伴う損害賠償請求を行わないものとします。

3. らーばんねっとは、天災、事変、その他らーばんねっとの責に帰することのできない事由によって、本サービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じないものとします。
4. 利用契約者は、本サービスの情報を受け、その情報を第三者に提供する場合、その提供に関する責任を負うものとします。

第 5 条（利用申込をすることができる者の条件）

1. 本サービスの利用はらーばんねっとの提供するケーブルテレビ基本サービスを利用されている方に限ります。
2. 集合住宅等の場合、その集合住宅の全棟・全戸が一括でケーブルテレビ基本サービスに加入している場合は、その入居者は単独での本サービスの加入ができません。
3. 不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用に関しては利用契約者の責任において利用するものとします。
4. 前各項の場合であって本規約に同意しらーばんねっとが別に定める利用申込書で申し込んだ方に限ります。

第 6 条（本サービスの提供範囲）

1. サービスの提供範囲はらーばんねっとが事業を行う自社施設エリア内とし、そのエリアに対し予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲とします。
2. 本サービスを受信する接続機器は前項によって定められた範囲で作動する機器であるため、接続機器の設置場所を移動する場合、接続機器の位置情報等を再設定する必要があるため、らーばんねっとへ連絡するものとします。この場合、接続機器の位置情報等の再設定に関わる事務手数料は無料とします。

第 7 条（接続機器の貸与等）

1. 本サービスを受信するための接続機器は専用端末としてらーばんねっとが『第5条（利用申込をすることができる者の条件）』に定める利用者へ第10条に定める料金によって貸与する物であり、らーばんねっとの許可無く他の者へ貸与および譲渡または売却、廃棄等してはならない。
2. 前項に違反する場合であってその利用者が受ける損害は、らーばんねっとの許可無く他の者へ貸与および譲渡または売却、廃棄等をおこなった者が負う。

第 8 条（名義変更・譲渡）

1. らーばんねっとは、利用契約者が正当な事由を持ち、あらかじめ書面による届出をした場合で、らーばんねっとがこれを承認したとき、利用契約者名義を変更するものとします。この場合、新利用契約者の名義変更に関わる事務手数料は無料とします。

第 9 条（利用停止・解除・解約）

1. 利用契約者が料金の支払いを延滞した場合は、年利14.5%の延滞金を支払期日の翌日より、支払日までその期間に応じてらーばんねっとに支払うものとします。
2. 利用契約者は、利用料金を2ヶ月以上滞納した場合、本サービスを停止されても異

議がないものとしします。

3. らーばんねつとは、利用契約者が次の事項に違反した場合、契約の解除ができるものとしします。
 - ①利用契約者は、前項において本サービスの停止をされ、らーばんねつが催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。
 - ②利用契約者が、第7条第1項に定める事項に違反し、らーばんねつが催告を行ったにもかかわらずその事実を解消しない場合。
 - ③その他、本規約に違反する行為または、らーばんねつに著しい損害を与えた場合は、催告の有無にかかわらず契約解除を行うことができるものとしします。
4. 本サービスの解約を希望する場合は、解約を希望する1ヶ月前までにらーばんねつと所定の書面にて提出するものとしします。なお、端末を設置した月の翌月から6ヶ月間は解約できないものとしします。解約後はすみやかに災害速報通報端末一式をらーばんねつに返却するものとしします。

第10条（料金）

1. 利用契約者は、らーばんねつが次の料金表に定める料金等を、らーばんねつが指定する期日までに支払うものとしします。

		料金	備考
端末設定費		1,100 円	
設置工事費		5,500 円	
情報配信料(月額)		220 円／親機1台	・親機の端末使用料660円には、情報配信料を含んでおります。
端末使用料(月額)	親機	660 円／1台	
	子機(オプション)	220 円／1台	

2. らーばんねつとは、経済環境の変動あるいは、提供するサービス内容の拡充等により、料金の改定をすることがあります。

第11条（料金の支払い義務）

1. 利用契約者は前条の料金について、次のとおり支払うものとしします。
 - ①端末設定費及び設置工事費については、端末を設置した日の属する月の翌月に指定の口座から引き落とすものとしします。
 - ②情報配信料及び端末使用料については、端末を設置した日の属する月の翌日より、端末装置の使用の有無にかかわらず、利用料金が発生するものとし、当該月から6か月分の利用料金を一括して指定の口座から引き落とすものとしします。

第12条（利用に係る利用契約者の義務）

利用契約者は以下のことを心掛け本サービスを利用するものとしします。

- ①本サービスは予測される緊急地震速報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するシステムではありません。
- ②緊急地震速報が配信された場合においては利用契約者の判断において行動をして下さい。

- ③利用契約者は本サービスの速報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の防災訓練、啓蒙活動を行ってください。
- ④不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用において本サービスの情報が配信された場合は、利用契約者の責任において速やかに安全の確保と避難誘導を行ってください。

第13条（利用規約の改定）

らーばんねっとは、らーばんねっとの提供する本サービス内容の変更、社会情勢の変動等により本規約を改定することがあります。なお、本規約が変更されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとします。

第14条（協議）

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附 則

1. らーばんねっとは特に必要がある場合には、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は平成19年10月 1日より施行します。